

議案第 6 5 号

平成 2 4 年度

和水町国民健康保険事業会計補正予算書

平成 24 年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第 2 号）

平成 24 年度和水町の国民健康保険事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 24, 520 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 775, 969 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 24 年 12 月 14 日 提出

和水町長 坂 梨 豊 昭

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税		247,846	0	247,846
	1. 国民健康保険税	247,846	0	247,846
2. 使用料及び手数料		120	0	120
	1. 手数料	120	0	120
3. 国庫支出金		455,746	30	455,776
	1. 国庫負担金	291,900	0	291,900
	2. 国庫補助金	163,846	30	163,876
4. 療養給付費等交付金		120,001	17,119	137,120
	1. 療養給付費等交付金	120,001	17,119	137,120
5. 前期高齢者交付金		365,001	0	365,001
	1. 前期高齢者交付金	365,001	0	365,001
6. 県支出金		74,890	0	74,890
	1. 県負担金	10,390	0	10,390
	2. 県補助金	64,500	0	64,500
7. 共同事業交付金		184,000	0	184,000
	1. 共同事業交付金	184,000	0	184,000
8. 財産収入		145	0	145
	1. 財産運用収入	145	0	145
9. 繰入金		220,634	△45,088	175,546
	1. 他会計繰入金	94,634	0	94,634
	2. 基金繰入金	126,000	△45,088	80,912
10. 繰越金		81,766	52,459	134,225
	1. 繰越金	81,766	52,459	134,225
11. 諸収入		1,300	0	1,300
	1. 延滞金、加算金及び過料	213	0	213
	3. 受託事業収入	0	0	0

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
	4. 雑入	1,087	0	1,087
歳入合計		1,751,449	24,520	1,775,969

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		27,398	244	27,642
	1. 総務管理費	26,188	244	26,432
	2. 徴税費	554	0	554
	3. 運営協議会費	328	0	328
	4. 趣旨普及費	328	0	328
2. 保険給付費		1,126,226	18,300	1,144,526
	1. 療養諸費	991,320	17,119	1,008,439
	2. 高額療養費	127,700	1,181	128,881
	3. 移送費	2	0	2
	4. 出産育児諸費	6,724	0	6,724
	5. 葬祭諸費	480	0	480
3. 後期高齢者支援金等		210,020	0	210,020
	1. 後期高齢者支援金等	210,020	0	210,020
4. 前期高齢者支援金等		720	0	720
	1. 前期高齢者支援金等	720	0	720
5. 老人保健拠出金		1,912	0	1,912
	1. 老人保健拠出金	1,912	0	1,912
6. 介護納付金		88,140	0	88,140
	1. 介護納付金	88,140	0	88,140
7. 共同事業拠出金		217,292	0	217,292
	1. 共同事業拠出金	217,292	0	217,292
8. 保健事業費		34,485	0	34,485
	1. 特定健康診査等事業費	22,073	0	22,073
	2. 保健事業費	12,412	0	12,412
9. 基金積立金		146	0	146
	1. 基金積立金	146	0	146

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 公債費		2	0	2
	1. 公債費	2	0	2
11. 諸支出金		25,108	5,976	31,084
	1. 償還金及び還付加算金	21,500	5,976	27,476
	3. 繰出金	3,608	0	3,608
12. 予備費		20,000	0	20,000
	1. 予備費	20,000	0	20,000
歳 出	合 計	1,751,449	24,520	1,775,969

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

(歳 入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税	247,846	0	247,846
2. 使用料及び手数料	120	0	120
3. 国庫支出金	455,746	30	455,776
4. 療養給付費等交付金	120,001	17,119	137,120
5. 前期高齢者交付金	365,001	0	365,001
6. 県支出金	74,890	0	74,890
7. 共同事業交付金	184,000	0	184,000
8. 財産収入	145	0	145
9. 繰入金	220,634	△45,088	175,546
10. 繰越金	81,766	52,459	134,225
11. 諸収入	1,300	0	1,300
歳 入 合 計	1,751,449	24,520	1,775,969

(歳 出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 総務費	27,398	244	27,642	0	0	0	244
2. 保険給付費	1,126,226	18,300	1,144,526	30	0	17,119	1,151
3. 後期高齢者支援金等	210,020	0	210,020	0	0	0	0
4. 前期高齢者支援金等	720	0	720	0	0	0	0
5. 老人保健拠出金	1,912	0	1,912	0	0	0	0
6. 介護納付金	88,140	0	88,140	0	0	0	0
7. 共同事業拠出金	217,292	0	217,292	0	0	0	0
8. 保健事業費	34,485	0	34,485	0	0	0	0
9. 基金積立金	146	0	146	0	0	0	0
10. 公債費	2	0	2	0	0	0	0
11. 諸支出金	25,108	5,976	31,084	0	0	0	5,976
12. 予備費	20,000	0	20,000	0	0	0	0
歳 出 合 計	1,751,449	24,520	1,775,969	30	0	17,119	7,371

2 歳 入

(款) 3. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5. 出産育児一時金補助金	0	30	30	1. 出産育児一時金補助金	30	出産育児一時金補助金 30
計	163,846	30	163,876			

(款) 4. 療養給付費等交付金 (項) 1. 療養給付費等交付金

1. 療養給付費等交付金	120,001	17,119	137,120	2. 過年度分	17,119	療養給付費等交付金過年度分 17,119
計	120,001	17,119	137,120			

(款) 9. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

1. 基金繰入金	126,000	△45,088	80,912	1. 基金繰入金	△45,088	財政調整基金繰入金 △45,088
計	126,000	△45,088	80,912			

(款) 10. 繰越金 (項) 1. 繰越金

2. その他の繰越金	81,766	52,459	134,225	1. その他の繰越金	52,459	前年度繰越金 52,459
計	81,766	52,459	134,225			

3 歳 出

(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源				
				国県支出金	地方債	その他		区分	金額		
1. 一般管理費	25,264	244	25,508	0	0	0	244	3. 職員手当等	244	扶養手当 子ども手当	24 220
計	26,188	244	26,432	0	0	0	244				

(款) 2. 保険給付費 (項) 1. 療養諸費

2. 退職被保険者等療養給付費	111,500	17,119	128,619	0	0	17,119	0	19. 負担金、補助及び交付金	17,119	退職被保険者等療養給付費 17,119
計	991,320	17,119	1,008,439	0	0	17,119	0			

(款) 2. 保険給付費 (項) 2. 高額療養費

1. 一般被保険者高額療養費	106,900	1,181	108,081	0	0	0	1,181	19. 負担金、補助及び交付金	1,181	一般被保険者高額療養費 1,181
計	127,700	1,181	128,881	0	0	0	1,181			

(款) 2. 保険給付費 (項) 4. 出産育児諸費

1. 出産育児一時金	6,720	0	6,720	30	0	0	△30			財源組替
計	6,724	0	6,724	30	0	0	△30			

(款) 11. 諸支出金 (項) 1. 償還金及び還付加算金

3. 償還金	20,000	5,976	25,976	0	0	0	5,976	23. 償還金、利子及び割引料	5,976	償還金 5,976
計	21,500	5,976	27,476	0	0	0	5,976			

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計			
補正後	2		10,171	6,901	17,072	3,467	20,539	
補正前	3		10,171	6,657	16,828	3,467	20,295	
比 較	△ 1		0	244	244	0	244	

職員手当 の内訳	区 分	期末勤勉 手 当 (千円)	通勤手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	子ども 手当 (千円)	時間外 手 当 (千円)	日直手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	管理職 手 当 (千円)	退職手当 (千円)
	補正後	3,587	72	390	0	460	357	0	0	0	2,035
	補正前	3,587	72	366	0	240	357	0	0	0	2,035
	比 較	0	0	24	0	220	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給料		給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分			
		普 通 昇 給 に 伴 う 増 加 分			
		昇給期間短縮に伴う増加分			
		そ の 他 増 減 分			
職員手当	244	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分			
		そ の 他 増 減 分		244	人事異動による。

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行政職
補正後	平均給料月額（円）	423,792
	平均給与月額（円）	477,083
	平均年齢（歳）	42.5
補正前	平均給料月額（円）	282,528
	平均給与月額（円）	311,278
	平均年齢（歳）	37.7

イ 初任給

区 分	行政職	国の制度
		行政職
高校卒	140,100	140,100
大学卒	172,200	172,200

ウ 級別職員数

区 分	行政職		
	等級	職員数 (人)	構成比 (%)
補正後	6 級		0.0
	5 級		0.0
	4 級	1	50.0
	3 級	1	50.0
	2 級		0.0
	1 級		0.0
	計	2	100.0
補正前	6 級		0.0
	5 級		0.0
	4 級		0.0
	3 級	2	66.7
	2 級		0.0
	1 級	1	33.3
	計	3	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
行政職	主事・保育士・ 社会福祉士	主事・保育士・ 社会福祉士	課長補佐・係長・ 参事・主任保育士	課長補佐・室長・ 園長・係長・参事	課長・総合支所長・ 審議員・室長・局長	総務課長

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月（月分）	1 2 月（月分）			
補正後	1. 90	2. 05	3. 95	有	
補正前	1. 90	2. 05	3. 95	有	
国の制度	1. 90	2. 05	3. 95	有	

オ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区 分	2 0 年勤務の者	2 5 年勤務の者	3 5 年勤務の者	最高限度	その他の加算措置等	備 考
	（月分）	（月分）	（月分）	（月分）		
支給率等	30. 55	41. 34	59. 28	59. 28	国と同じ	
国の制度 （支給率等）	30. 55	41. 34	59. 28	59. 28	定年前早期退職特例措置 （2 %～2 0 %加算）	

カ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同 じ	
住居手当	同 じ	
通勤手当	異なる	片道2キロメートル以上5キロメートル未満の職員で交通機関の利用又は単車、自動車使用の場合一律2, 000円。
		片道5キロメートル以上10キロメートル未満の職員で交通機関の利用又は単車、自動車使用の場合一律4, 100円。
		片道10キロメートル以上15キロメートル未満の職員で交通機関の利用又は単車、自動車使用の場合一律6, 500円。
		片道15キロメートル以上の職員で交通機関の利用又は単車、自動車使用の場合一律8, 900円。
		県又は一部事務組合等への派遣職員については、熊本県職員の通勤手当に関する規則に準じて支給。